

令和 元年 6月 5日

保護者の皆さま

川西市教育委員会

音声ガイド機能付き電話機の導入について

平素は、本市の教育行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨今、教員の長時間勤務の常態化が社会的にも大きな関心を集めています。学校を取り巻く状況が急激に変化する中において、児童の生きる力を育み、学力の向上やいじめ等の様々な問題を解決し、教育活動のさらなる充実を図るためには、教職員が時間的・精神的に落ち着いた環境のもとで、児童としっかりと向き合うことが大切です。

そこで、この度、教職員の業務軽減の取り組みの一環として、音声ガイド機能付きの電話機（以下、「留守番電話」という。）を導入することにいたしました。（録音機能はありません。）

川西市立特・小・中学校の教員の勤務時間は、午前8時15分から午後4時45分と定められています。

保護者の皆さまにおかれましては、勤務時間外における教員の負担をできるだけ軽減し、授業の準備など児童のための時間を確保するという本件の趣旨につきまして、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 留守番電話の使用開始日 令和 元年 6月 10日(月)
- 2 留守番電話による応答時間(学校に電話がつながらない時間)
 - (1) 平日
原則 午後 18時から翌日午前 7時 45分まで
 - (2) 土曜日・日曜日・祝日等
・原則終日
※ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、この限りではありません。
 - (3) 長期休業期間(春季・夏季・冬季)中
平日は午後4時45分から午前8時15分までの時間
 - (4) 年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)、夏季休業期間中の業務休止日は終日